

1940
2011
10/15

府民の友

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)8079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/橋口紀壇 編集人/田中克義
(1部10円 組合員の購読料は組合費に含まれています。)

「職員基本条例」「教育基本条例」撤回!「大阪都構想」NO!職場世論と住民共同をひろげ、働きがいのある職場、府民のいのち・暮らしをまもる府政を実現しよう!!

「橋下・維新」の黒い雲を、力強い風で吹き飛ばし

梅田さん、わたしさんといっしょに 大阪に青い空をとりもどそう



大阪府知事選挙・大阪市長選挙のダブル選挙が濃厚となっている中、10月4日「明るい民主府政をつくる会」と「大阪市をよくする会」は、「いのち・くらし第一、大阪から政治を変えよう!10・4府民大集合」を開催しました。

6,500人でぎっしり埋まった府立体育館は、梅田章二さん、わたし考一さんと共に勝利で、大阪から政治を変えよう」との熱気があふれました。梅田さんは「二条例案は許せない。何としても撤回させる。震災や原発問題など、歴史の転換点にいる。橋下知事にはタレントに戻ってもらい、安心して暮らせる大阪をつくる。」わたしさんは「ムダな大型開発をしているのは、橋下知事も平松市長も

同じ。大型開発をやめて、市民のために税金を使う市民を守る市政へと転換させる」と決意を語りました。

日本共産党の市田書記局長や「原発銀座」と言われる福井県若狭で原発反対運動を続けている福井県明通寺住職の中島哲演さんが激励に駆けつけました。

この集会には、府職労からも200名を超える組合員が参加しました。今の職場や府政を変えたいという熱い思いが大きくなり、熱い思いが大きなうねりとなった集会となりました。

みんなの力を合わせ「橋下・維新」の大暴走にストップをかけ、梅田さん、わたしさんを先頭に府民のいのちと暮らしを守る府政の誇りを持って仕事のできる職場を実現しましょう!

参加者の感想

絶対に、撤回させなければなりません。

これだけ大勢の人が、福祉・医療重視の府政・市政を望んでいるとわかり、力を得ました。梅田さん、わたしさんと共に、本当の住民のための政治を取り戻しましょう。

(健康福祉支部 貴瀬 広美)

今、知事・大阪維新の会は、2条例案で府職員・教職員を職務命令と罰則でばりつけ、もの言わぬ職員づくりで関西財界と民間大企業言いなりの政策をおしすすめるようとしている。子どもたちや府民に悪政のしわざとなるムチャクチャな条例は絶対許せません!

今日の熱気あふれる集会での怒りを力に、来る知事選で独裁府政にノーの審判を下し、府民の立場でやりがいのある仕事ができるよう憲法をくらしに生かす府政実現に向け、全力でがんばります!

(保健所支部・山本 隆)

大阪をどうしたいのか、誰のものなの。選挙公約に大阪「都」などとはなかつたはずだ。こどもが笑う大阪と言っていたが、こどもが笑う施策はどうなっているのだらうか。維新が提案した教育基本条例では、学力テストの結果を学校別に公表するという。それで本当にこどもが笑うのか。選挙に勝ったものが正しくて強いのか。それが民意なのか。独裁者と言われれば堂々と独裁者で何が悪いと聞き直っている。こんな人には大阪から去ってもらいましょう。府民市民のためになる方に、首長になってもらいましょう。

(総務支部・Mさん)

取りもどそう
住民のための政治

体育館いっぱいの人で、会場の熱気はムンムン。たくさんの女性とともにひまわりを持って、壇上にも上がりました。

この4年間、橋下知事に振り回され通しました。「教育基本条例案」「職員基本条例案」ともに、とんでもない中身です。

府政変える
チャンス

あつという間に座席が埋まり立ち見も出る盛況ぶり。いかに今の橋下府政、平松

どこへいった
「子どもが笑う大阪」

大阪をどうしたいのか、誰のものなの。選挙公約に大阪「都」などとはなかつたはずだ。こどもが笑う大阪と言っていたが、こどもが笑う施策はどうなっているのだらうか。維新が提案した教育基本条例では、学力テストの結果を学校別に公表するという。それで本当にこどもが笑うのか。選挙に勝ったものが正しくて強いのか。それが民意なのか。独裁者と言われれば堂々と独裁者で何が悪いと聞き直っている。こんな人には大阪から去ってもらいましょう。府民市民のためになる方に、首長になってもらいましょう。

(総務支部・Mさん)

遊歩道

府知事・大阪市長のダブル選挙が確定視される中、府知事VS「大阪市長」という報道が目立つ。首長だけではない、職員・教育、二つの基本条例でも「維新の会」VS府幹部、教育委員というように「テレビの素材」として面白い「橋下さんが出るこいコー」大阪の未来のビジョンという形でキャラを引き出せば、これは現知事が就任した08年2月当時の新聞記事に掲載された、在阪テレビ局ディレクターの発言だ

その当時から、知事VS〇〇という報道は変わらない。マスコミが「社会の公器」を自負するのなら、もっと大阪府・市政を住民の目線で検証するべきではないかと思う。しかし、そんなことを嘆く前にできる事はたくさんある。府民に職場の実態を伝える、府民の願いに耳を傾け、職員・府民の共同のたたかいで府政を変えていくことだ。

▼マスコミ報道は世論の反映でもある。「二条例案」についても各界や府民の批判の声が報道されはじめています。私たちの奮闘次第で情勢も大きく変わる。今度のダブル選挙はその大きなチャンスだ。

(た)

府労組連秋季年末闘争に勝利しよう

◆府労組連拡大中央委員集会(全職場代表者会議)
10月25日(火)18時45分～ エルおおさか709

◆府労組連中央委員会
10月31日(月)18時45分～ エルおおさか南館71

教育破壊、職場破壊の

2条例案は撤回せよ



「職員基本条例」「教育基本条例」に反対する憲法・教育・労働など8団体は10月7日と11日の昼休みに本庁本館夜間通用門前で宣伝行動をおこないました。当日は常任委員会の開催日であり、職員や府民に「教育破壊条例撤回」「職員基本条例撤回」の訴えを行いました。憲法会議の梅田章一弁護士は「教育破壊、職場破壊の条例でなく、府民の声が届く、安心・安全、やさしい府政をつくらう」と呼びかけました。

自治労連近畿ブロック府県職部会



近畿人事委員会協議会に
要請書を提出

「生活改善に つながる勧告を」

国の人勤に 追随するな

自治労連近畿ブロック府県職部会は10月6日、近畿人事委員会協議会栗原良扶会長(大阪府人事委員会委員長)あてに、「生活改善につながる賃上げ、労働条件改善要求に応える人事委員会勧告を求める要請書」を提出しました。要請書で9月30日の国の人事院勧告(本給の引き下げ、3年連

続の年収減、定年延長による70%水準への引き下げなど)に追随することなく、賃上げなど、自主性・主体性を発揮し、民間労働者の賃上げや地域経済の活性化につながる、府県職員の生活改善につながる勧告を行い、その調査に基づき各人事委員会で決定されることをはじめとする12項目の要請を行いました。大阪府人事委員会事務局長はこの要請について各人事委員会へ伝えるとともに、重要な指摘と考えるが、しかし、国の勧告は無視できない。それぞれの調査に基づき各人事委員会で決定されるものである。大阪府の場合は近々に勧告するべく進めていることなどが述べられました。部会は引き続き職員の生活改善につながる勧告をすべきである再度指摘しました。

原発ゼロと「新しい日本」を考える

太平洋戦争開戦70周年
12.8(木)
府民のつどい
トークセッション

震災復興、「放射能汚染と子ども」を考える

パネラー

根本 敬さん (福島県農林連事務局長) 佐々木唯さん (East Japan RE:project 代表)

市川章人さん (「とことん聞ける放射能問題」講師) 藤永のぶよさん (自然エネルギー市民会議代表委員)

トークセッションでパネラーへの質問を事前にお寄せください

FAX 06-6357-9410

E-mail:kakusin@dl.dion.ne.jp

東北民謡

高宮佳美さんとお囃子

オープニング:南部牛追唄(岩手)

～東北メドレー～

斎太郎節(宮城) 相馬盆唄(福島) 米節(宮城)

フィナーレ:津軽三味線合奏

六段～津軽じょんがら節(青森)

ドーンセンター・ホール
午後6時 開場
6時半開会

主催

進歩と革新をめざす大阪の会(大阪革新懇)
連絡先:〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館3階
TEL 06(6357)5302 FAX 06(6357)9410

児童福祉の現状Ⅱ 6

府職労書記次長 前田 治敏

児童福祉施設在籍の子どもへ 成長の過程をおった関わりを

前回、児童心理司(以下CP)の全国との比較を紹介しました。その中で記載したとおり、大阪府のCP一人当たりの児童福祉施設在籍児童数は43人(全国7位に多い)となっています。入所後、成長を見守りながら進路や支援学級・支援学校の利用の検討や児童の特徴の把握とそれに合わせた援助を考える上で重要です。もちろん児童の指導上課題が発生するなどきつかけがないと心理検査を実施する動機づけになりませんが、児童が落ち着いていると見過ごされがちになることとあります。把握することで、施設での援助がスムーズになる、日常生活で見逃されていた課題が明らかになることもあります。もちろん、何か問題行動が発生した場合、施設職員に児童福祉司(以下CW)が日常の生活や課題を聞き取り対応協議し子どもにも指導する中で、心理検査を実施し今後の対応について有効な方法を検討することもあります。その場合、予定を促して迅速な対応をすることが望まれます。CPが施設在籍の子どもへの対応のみではなく、在宅のケースへの対応など担当地域での役割だけでなく、専門性を高めるための研修や、ワーキンググループへの参加、プログラムスタッフなどセンター外でも業務分担をもつことがあります。その結果、心理検査の必要な時に日程が入れられない、CWと一緒に対応した方がよくても日程が合わないなどの弊害もあります。せめて、全国平均並みにCPを増員することで、タイミングよく援助ができる体制を作ることが急務です。